

議案第 29 号

伊賀市審議会等の見直し方針に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

伊賀市審議会等の見直し方針に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市審議会等の見直し方針に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊賀市隣保館条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市隣保館条例(平成 16 年伊賀市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

(いがまち人権センター設置条例の一部改正)

第 2 条 いがまち人権センター設置条例(平成 16 年伊賀市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

(ライトピアおおやまだ設置条例の一部改正)

第 3 条 ライトピアおおやまだ設置条例(平成 16 年伊賀市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

(青山文化センター設置条例の一部改正)

第 4 条 青山文化センター設置条例(平成 16 年伊賀市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

(まえがわ共同作業所設置条例の一部改正)

第5条 まえがわ共同作業所設置条例（平成16年伊賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

（伊賀市児童館設置条例の一部改正）

第6条 伊賀市児童館設置条例（平成16年伊賀市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第2項第1号アを次のように改める。

ア しろなみ児童館及び老川児童館 土曜日及び日曜日

第4条第2項第1号ウを削り、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（職員）

第3条 児童館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 児童の遊びを指導する者
- (3) その他職員

（伊賀市環境基本条例の一部改正）

第7条 伊賀市環境基本条例（平成16年伊賀市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「市長は」の次に「、特に必要があると認めるときは」を加え、「策定しなければならない」を「策定することができる」に改める。

第15条第1項中「20人」を「15人」に改める。

（伊賀市教育集会所条例の一部改正）

第8条 伊賀市教育集会所条例（平成16年伊賀市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り上げる。

（伊賀市同和施策審議会条例の一部改正）

第9条 伊賀市同和施策審議会条例（平成17年伊賀市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「25人」を「15人」に改める。

(伊賀市交通安全対策会議条例等の廃止)

第10条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊賀市交通安全対策会議条例（平成16年伊賀市条例第170号）
- (2) 伊賀市道路等愛称名検討委員会条例（平成19年伊賀市条例第69号）
- (3) 伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例（平成25年伊賀市条例第6号）

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。